

加東市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

震災応急-100

第3編 災害応急対策計画

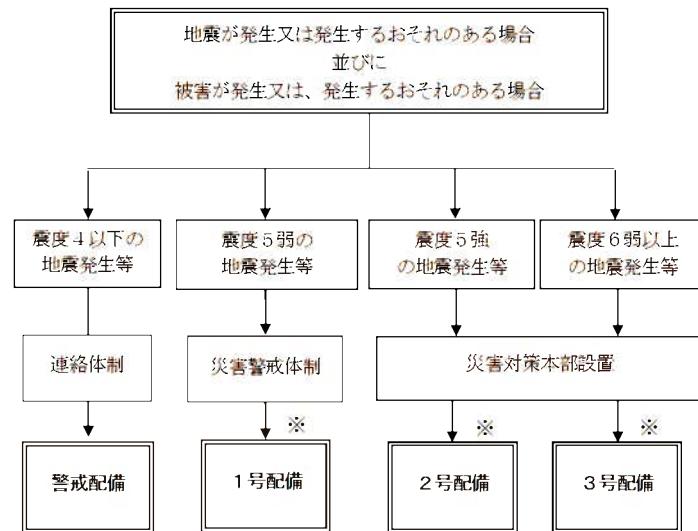
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 応急活動体制

第1 配備体制

地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

■ 配備基準体制図



※1～3号配備は、自動発令とする。

※参考場所を指定された者以外は、原則勤務地に参集する。

配 備 態 勢

配 備	配 備 要 員
警戒配備	◆予め定めた職員(連絡要員)を配置し情報の収集等にあたる。
1号配備	◆予め定めた職員(警戒要員)を配置し情報の収集及び警戒等にあたる。
2号配備	◆予め定めた職員を配置し災害応急対策等にあたる。
3号配備	◆職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。

※ 自動発令とは、市内で該当する震度を観測した場合、該当する配備が自動的に発令されたとみなすこと。この場合勤務時間外においては、職員等は配備計画に基づき自主参集する。

<略>

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 応急活動体制

第1 配備体制

地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

■ 配備態勢及び配備基準

基準震度	体 制	配 備	備 考
震度3	連絡体制	警戒配備	自動参集 ※ その他警戒配備員は、市内の状況を確認し、異常が確認された場合は、防災課へ連絡をするとともに、必要に応じて登庁し、対応にあたる。
震度4	連絡体制	警戒配備	自動参集 ※ 1・2号配備職員自宅待機 →状況により自主登庁、参集指示あり
震度5弱	災害警戒体制	1号配備	自動参集 ※ 2・3号配備職員自宅待機 →状況により自主登庁、参集指示あり
震度5強	災害対策本部	2号配備	自動参集 ※ 3号配備職員自宅待機 →状況により自主登庁、参集指示あり
震度6弱以上	災害対策本部	3号配備	自動参集

※1 基準震度は、3観測局(加東市社、下滝野、天神)の内最大の震度とする。

※2 参集場所をあらかじめ指定された職員(2・3号配備本部員)以外は、原則、勤務地に参集するものとする。

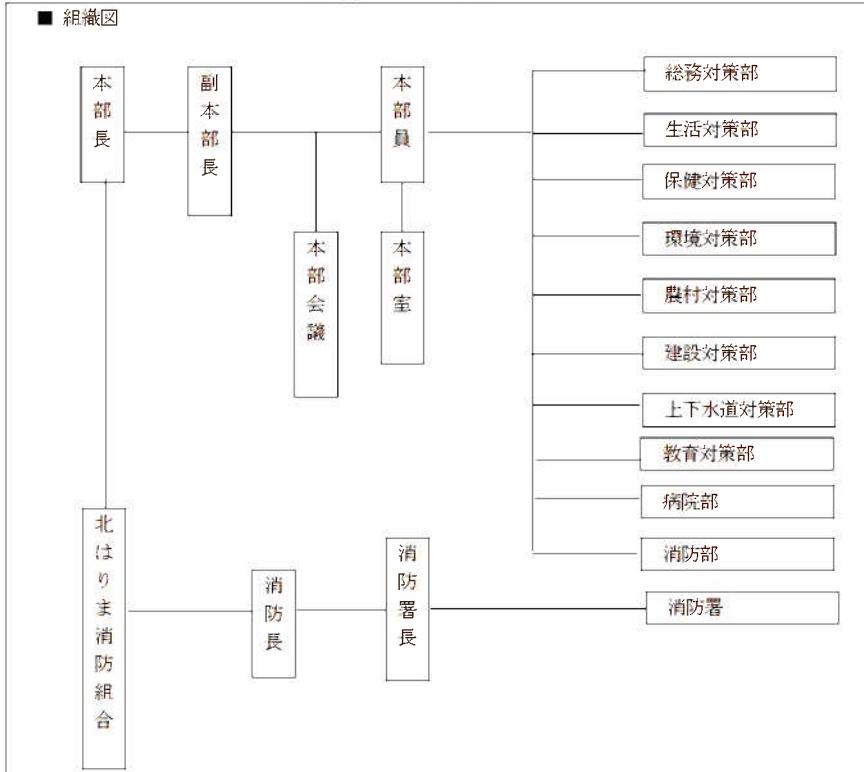
・職員行動マニュアルとの整合性を図るため

【新旧対照表（震災対策編）】

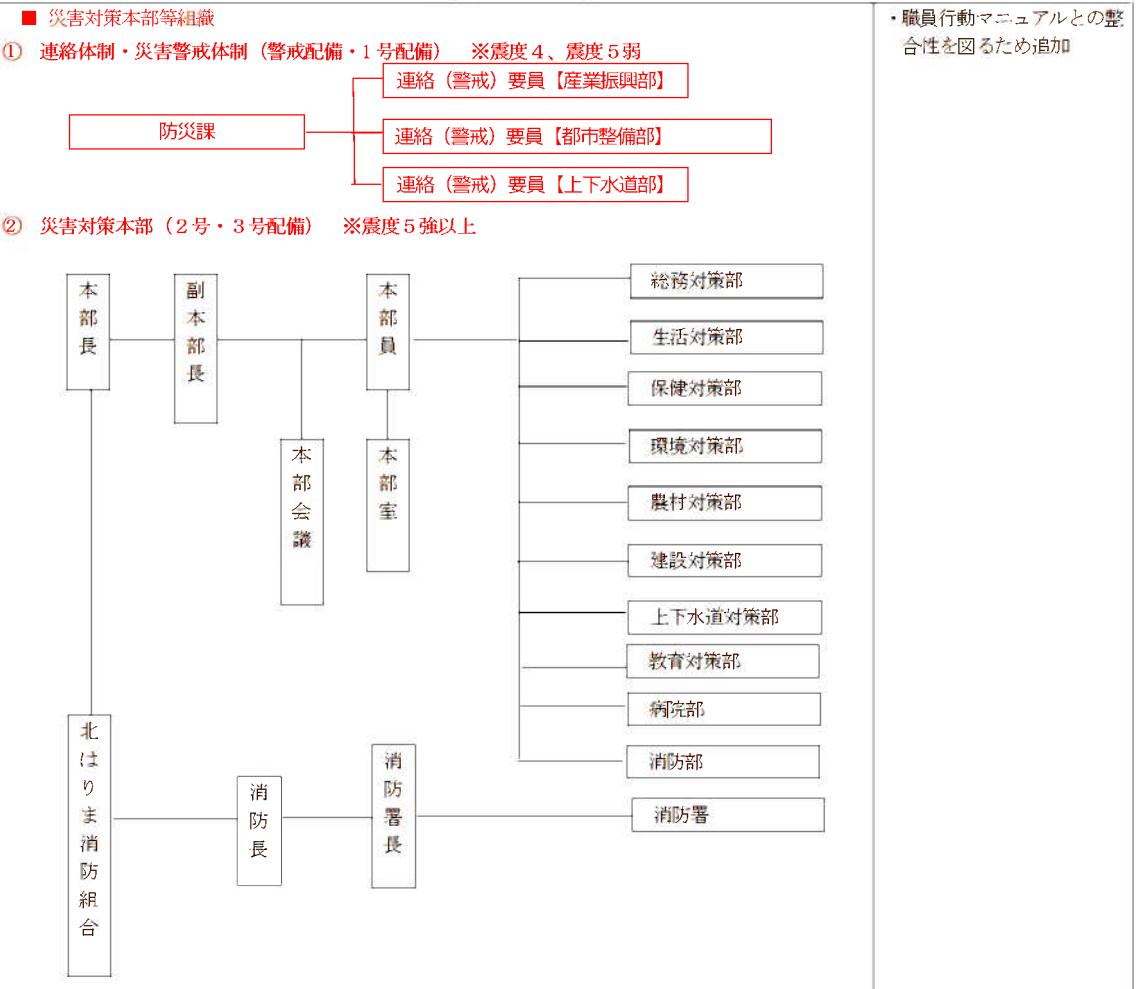
現 行>	改 正 後>	修正理由>
<p>第3 災害対策本部</p> <p>1 設置場所</p> <p>災害対策本部は、庁舎内に設置する。 庁舎が被災し使用できない場合、<u>旧滝野庁舎</u>又は<u>旧東条庁舎</u>とする。</p> <p><略></p> <p>3 本部会議</p> <p>本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。</p> <p>(本部長) 市長 (副本部長) 副市長、教育長、技監 (本部員) 議会事務局長、協働部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、地域創造部長、まち・農整備部長、上下水道部長、会計管理者、教育部長、秘書広報課長、防災課長、<u>加東消防署長</u>、消防団長</p> <p>4 本部体制</p> <p>(1) 初動時における体制 初動時における応急対策活動は、災害対策本部の事務分掌に基づく組織的な活動は困難であるため、別に定める体制で順次参集する職員により対応する。</p> <p>(2) 災害対策本部体制 初動時の応急対策活動から、本部会議を経て順次組織的な災害対策本部体制に移行する。</p>	<p>第3 災害対策本部</p> <p>1 設置場所</p> <p>災害対策本部は、庁舎内に設置する。 庁舎が被災し使用できない場合、<u>次の順位のとおり</u>とする。</p> <p><u>〔第1順位〕 加東消防署</u> <u>〔第2順位〕 旧滝野庁舎</u></p> <p><略></p> <p>3 本部会議</p> <p>本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。</p> <p>(本部長) 市長 (副本部長) 副市長、教育長、技監 (本部員) 議会事務局長、<u>秘書室長</u>、まちづくり政策部長、<u>総務財政部長</u>、<u>市民協働部長</u>、<u>健康福祉部長</u>、<u>産業振興部長</u>、<u>都市整備部長</u>、上下水道部長、会計管理者、<u>委員会事務局長</u>、<u>教育振興部長</u>、<u>こども未来部長</u>、防災課長、<u>加東消防署副署長</u>、消防団長</p> <p>4 本部体制</p> <p>(1) 初動時における体制 初動時における応急対策活動は、災害対策本部の事務分掌に基づく組織的な活動は困難であるため、別に定める体制で順次参集する職員により対応する。</p> <p>(2) 災害対策本部体制 初動時の応急対策活動から、本部会議を経て順次組織的な災害対策本部体制に移行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画策定に基づき修正 ・組織名の修正

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>



<改 正 後>



<修正理由>

・職員行動マニュアルとの整合性を図るために追加

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

■事務分掌		■事務分掌		
対策部	事務分掌	対策部	事務分掌	<修正理由>
<略>	<略>	<略>	<略>	
総務対策部	(議会事務局) 1 市議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめに関すること 2 部内の応援 (企画協働課) 1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関すること ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等 2 災害に関する市民への広報に関すること 3 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録に関すること 4 復興事業の企画案に関すること 5 部内の応援 (秘書広報課) 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 災害視察者その他見舞者の応接に関すること (地域情報センター) 1 C A T Vによる広報に関すること ※所管施設の被害状況把握、機能確保	総務対策部 部長 <u>まちづくり政策部長</u> 副部長 <u>総務財政部長</u> 担当課等 議会事務局 秘書室 企画政策課 <u>まちづくり創造課</u> 情報推進室 人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課 委員会事務局	(議会事務局) 1 市議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめに関すること 2 部内の応援 (企画政策課・まちづくり創造課) 1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関すること ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等 2 災害に関する市民への広報に関すること 3 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録に関すること 4 復興事業の企画案に関すること 5 部内の応援 (情報推進室) 1 C A T Vによる広報に関すること ※所管施設の被害状況把握、機能確保	・組織名の修正
総務対策部	(総務課) 1 災害情報の収集に関するこ (被害状況等の収集及び報告等) ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 ・その他 (職員被災状況等) 2 職員の動員、各部の配置調整に関するこ 3 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関するこ 4 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめに関するこ ※市所有の情報システムの機能確保 ※災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関するこ ※避難所避難者名簿のデータ作成・管理 6 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務に関するこ 7 災害救助、救援のための作業員等の雇用に関するこ 8 災害見舞金、死亡弔慰金に関するこ 9 義援金、救援物資の配分に関するこ (財政課) 1 災害時優先電話の確保に関するこ 2 災害対策物資、資材の調達及び配送に関するこ 3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認に関するこ (公用車管理)	総務対策部 部長 <u>まちづくり政策部長</u> 副部長 <u>総務財政部長</u> 担当課等 議会事務局 秘書室 企画政策課 <u>まちづくり創造課</u> 情報推進室 人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課 委員会事務局	(総務財政課・人事課) 1 災害情報の収集に関するこ (被害状況等の収集及び報告等) ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 ・その他 (職員被災状況等) 2 職員の動員、各部の配置調整に関するこ 3 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関するこ 4 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめに関するこ ※市所有の情報システムの機能確保 ※災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関するこ ※避難所避難者名簿のデータ作成・管理 6 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務に関するこ 7 災害救助、救援のための作業員等の雇用に関するこ 8 災害見舞金、死亡弔慰金に関するこ 9 義援金、救援物資の配分に関するこ 10 応急対策に要する資金の調達に関するこ 11 災害対策の予算及び財政計画に関するこ (管財課) 1 災害時優先電話の確保に関するこ 2 災害対策物資、資材の調達及び配送に関するこ 3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認に関するこ (公用車管理)	

【新旧対照表（震災対策編）】

	<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
	<p>含)</p> <p>4 市有財産の被害調査、応急対策に関すること ※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保）</p> <p>5 庁舎内及び周辺の警備に関すること</p> <p>6 応急対策に要する資金の調達に関すること</p> <p>7 災害応急工事の契約等に関すること</p> <p>8 災害対策の予算及び財政計画に関すること</p> <p>(税務課)</p> <p>1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定）に関すること</p> <p>2 り災世帯調査台帳等の作成及び災証明書発行に関すること</p> <p>3 被害に対する市税の減免に関すること</p> <p>4 市税全般の相談に関すること ※税に関する各種申請窓口の設置</p> <p>5 部内の応援</p> <p>(会計課)</p> <p>1 災害対策に必要な現金の出納に関すること</p> <p>2 災害関係費支出命令審査及び出納に関すること</p> <p>3 見舞金、義援金等の出納（受け入れ）に関すること</p> <p>4 部内の応援</p> <p>(委員会事務局)</p> <p>1 部内の応援</p>	<p>含)</p> <p>4 市有財産の被害調査、応急対策に関すること ※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保）</p> <p>5 庁舎内及び周辺の警備に関すること</p> <p>6 災害応急工事の契約等に関すること</p> <p>(税務課)</p> <p>1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定）に関すること</p> <p>2 り災世帯調査台帳等の作成及び災証明書発行に関すること</p> <p>3 被害に対する市税の減免に関すること</p> <p>4 市税全般の相談に関すること ※税に関する各種申請窓口の設置</p> <p>5 部内の応援</p> <p>(会計課)</p> <p>1 災害対策に必要な現金の出納に関すること</p> <p>2 災害関係費支出命令審査及び出納に関すること</p> <p>3 見舞金、義援金等の出納（受け入れ）に関すること</p> <p>4 部内の応援</p> <p>(委員会事務局)</p> <p>1 部内の応援</p>	
生活対策部	<p>(社会福祉課)</p> <p>1 避難所設置、運営に関すること</p> <p>2 避難者の誘導、収容に関すること</p> <p>3 災害時要援護者等の救援に関すること</p> <p>4 被災者に対する食料品の調達、配給に関すること</p> <p>5 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関すること</p> <p>6 救援物資の受入れ及び配送に関すること</p> <p>7 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関すること</p> <p>8 避難者の情報に関すること</p> <p>9 行方不明者に関すること ※避難所開設に係る区長（自治会長）及び民生委員・児童委員への協力要請 ※社会福祉協議会との連絡及び協力要請</p> <p>10 ボランティアの受入れ及び調整に関すること ※社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整</p> <p>11 その他被災者生活救援対策に関すること</p> <p>12 被災者の生活（福祉）相談に関すること</p> <p>13 生活福祉資金等の融資に関すること</p> <p>14 災害援護資金に関すること</p> <p>15 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関すること ※各種申請窓口の設置</p> <p>(子育て支援課)</p> <p>1 園児の保護及び応急保育に関すること ※保育児童の被災状況調査 ※被災児童の保護・援護 ※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応</p>	<p>生活対策部</p> <p>(福祉総務課・社会福祉課)</p> <p>1 避難所設置、運営に関すること</p> <p>2 避難者の誘導、収容に関すること</p> <p>3 災害時要援護者等の救援に関すること</p> <p>4 被災者に対する食料品の調達、配給に関すること</p> <p>5 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関すること</p> <p>6 救援物資の受入れ及び配送に関すること</p> <p>7 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関すること</p> <p>8 避難者の情報に関すること</p> <p>9 行方不明者に関すること ※避難所開設に係る区長（自治会長）及び民生委員・児童委員への協力要請 ※社会福祉協議会との連絡及び協力要請</p> <p>10 ボランティアの受入れ及び調整に関すること ※社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整</p> <p>11 その他被災者生活救援対策に関すること</p> <p>12 被災者の生活（福祉）相談に関すること</p> <p>13 生活福祉資金等の融資に関すること</p> <p>14 災害援護資金に関すること</p> <p>15 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関すること ※各種申請窓口の設置</p>	

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>		<改 正 後>	<修正理由>
	<p>2 部内の応援</p> <p>(高齢介護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の誘導、収容に関すること 2 災害時要援護者等の救援に関すること 3 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関すること <p>(市民課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含） ※各種申請窓口の設置 2 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関すること 3 部内の応援 	<p>(高齢介護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の誘導、収容に関すること 2 災害時要援護者等の救援に関すること 3 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関すること <p>(市民課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含） ※各種申請窓口の設置 2 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関すること 3 部内の応援 	
保健対策部 部長 市民生活部長 副部長 健康課長 担当課 健康課	<p>(健康課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整に関すること 2 医療ボランティアの受入及び調整に関すること 3 医療機関等の被害調査及び応急対策に関すること ※医療救護本部設置の検討 ※応急救護所の設置支援 ※傷病者名簿等の作成 ※保健衛生用資器材の調達 ※保健医療情報の収集 4 広域的な救急搬送受け入れ先としての後方支援病院の確保に関すること 5 保健衛生、感染症の予防対策に関すること 6 防疫活動に関すること（資機材、薬剤調達） 7 食品衛生及び食中毒の予防に関すること 8 被災者の心のケア対策及び健康管理に関すること 	<p>保健対策部 部長 市民協働部長 副部長 健康課長 担当課 健康課</p> <p>(健康課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整に関すること 2 医療ボランティアの受入及び調整に関すること 3 医療機関等の被害調査及び応急対策に関すること ※医療救護本部設置の検討 ※応急救護所の設置支援 ※傷病者名簿等の作成 ※保健衛生用資器材の調達 ※保健医療情報の収集 4 広域的な救急搬送受け入れ先としての後方支援病院の確保に関すること 5 保健衛生、感染症の予防対策に関すること 6 防疫活動に関すること（資機材、薬剤調達） 7 食品衛生及び食中毒の予防に関すること 8 被災者の心のケア対策及び健康管理に関すること 	
環境対策部 部長 市民生活部長 副部長 生活課長 担当課等 生活課 保健・医療課	<p>(生活課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策に関すること 2 応急仮設トイレに関すること 3 し尿の緊急汲み取りに関すること 4 愛玩動物の収容、保護、情報提供等に関すること 5 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策に関すること 6 災害廃棄物対策に関すること <p>(保険・医療課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援 ※医療保険制度等の一部負担金等の減免措置の検討 	<p>環境対策部 部長 生活環境課長 副部長 保健医療課長 担当課等 生活環境課 保健医療課</p> <p>(生活環境課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策に関すること 2 応急仮設トイレに関すること 3 し尿の緊急汲み取りに関すること 4 愛玩動物の収容、保護、情報提供等に関すること 5 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策に関すること 6 災害廃棄物対策に関すること <p>(保険医療課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援 ※医療保険制度等の一部負担金等の減免措置の検討 	
農林対策部 部長 地域創造部長 副部長 地域整備課長	<p>(農林課・地域整備課・農業委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒パトロール実施に関すること(土砂災害危険箇所含) 2 ため池の被害調査及び応急対策に関すること 3 農林施設、山地の被害調査及び応急対策に関すること 4 治山施設の被害調査及び応急対策に関すること 5 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策に関すること 	<p>農林対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長</p> <p>(農政課・農地整備課・委員会事務局（農業委員会）)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒パトロール実施に関すること(土砂災害危険箇所含) 2 ため池の被害調査及び応急対策に関すること 3 農林施設、山地の被害調査及び応急対策に関すること 4 治山施設の被害調査及び応急対策に関すること 5 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策に関すること 	

【新旧対照表（震災対策編）】

	<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
担当課等 農林課 地域整備課 農業委員会 商工観光課	<p>6 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等に関すること 7 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること 8 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録に関すること 9 被災農家に対する農業共済金の支払いに関すること 10 農作物の種子（苗）の確保及び斡旋に関すること 11 被災農畜産業者に対する資金の融資に関すること ※穀物の調達 (商工観光課) 1 観光客の安全確保に関すること 2 救助救援物資、資機材確保、調達、配布に関すること 3 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 商工業被害等の調査に関すること 5 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること 6 被災者の雇用の促進要請に関すること 7 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること 8 部内の応援</p>	<p>6 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等に関すること 7 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整に関すること 8 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録に関すること 9 被災農家に対する農業共済金の支払いに関すること 10 農作物の種子（苗）の確保及び斡旋に関すること 11 被災農畜産業者に対する資金の融資に関すること ※穀物の調達 (商工観光課) 1 観光客の安全確保に関すること 2 救助救援物資、資機材確保、調達、配布に関すること 3 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 商工業被害等の調査に関すること 5 商工業関係機関及び団体との連絡調整に関すること 6 被災者の雇用の促進要請に関すること 7 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること 8 部内の応援</p>	
建設対策部 部長 まち・農整備部長 副部長 土木課長 担当課 土木課 地域整備課 加古川整備推進室 まち未来課	<p>(土木課・地域整備課・加古川整備推進室・まち未来課) 1 警戒パトロール実施に関すること（土砂災害危険箇所含） 2 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること 3 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 建設業者等への協力要請に関すること 5 住家、人の被害調査（認定）に関すること 6 被災建物の応急危険度の判定に関すること ※交通規制の指示及び実施 ※応急対策用資機材の調達 7 公共施設に関する被害調査及び応急対策に関すること 8 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等に関すること 9 被災家屋の被害調査（認定）に関すること 10 応急仮設住宅の建設に関すること 11 被災住宅に係る支援に関すること ※被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 ※住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討</p>	<p>(都市政策課・土木課・加古川整備推進室) 1 警戒パトロール実施に関すること（土砂災害危険箇所含） 2 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること 3 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 建設業者等への協力要請に関すること 5 住家、人の被害調査（認定）に関すること 6 被災建物の応急危険度の判定に関すること ※交通規制の指示及び実施 ※応急対策用資機材の調達 7 公共施設に関する被害調査及び応急対策に関すること 8 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等に関すること 9 被災家屋の被害調査（認定）に関すること 10 応急仮設住宅の建設に関すること 11 被災住宅に係る支援に関すること ※被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 ※住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討</p>	
<略>	<略>	<略>	
教育対策部 部長 教育長 副部長 教育部長 担当課等 教育委員会全課	<p>(教育委員会全課) 1 学校利用者の安全確保の指示に関すること 2 避難所（所管施設）の設置及び運営に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 被災者に対する炊き出し等の協力に関すること 5 被災者に対する救援物資の配布に関すること 6 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策に関すること ※学校、PTAとの連絡調整及び協力要請 ※避難所開設に係る地域への協力要請 7 避難者の情報に関すること 8 学校給食施設との連絡調整に関すること 9 県教育委員会及び関係機関への報告に関すること 10 災害による応急教育施設及び教育の確保に関すること</p>	<p>(教育委員会全課) 1 学校利用者の安全確保の指示に関すること 2 避難所（所管施設）の設置及び運営に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 被災者に対する炊き出し等の協力に関すること 5 被災者に対する救援物資の配布に関すること 6 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策に関すること ※学校、PTAとの連絡調整及び協力要請 ※避難所開設に係る地域への協力要請 7 避難者の情報に関すること 8 学校給食施設との連絡調整に関すること 9 県教育委員会及び関係機関への報告に関すること 10 災害による応急教育施設及び教育の確保に関すること 11 園児の保護及び応急保育に関すること ※保育児童の被災状況調査</p>	

【新旧対照表（震災対策編）】

	<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
消防部 部長 加東消防署長 副部長 警防課長 担当課等 消防本部 消防団	(消防本部・消防団) 1 警戒、パトロール実施に関すること 2 警戒、検索、防御に関すること 3 消火、救急、救助に関すること 4 情報収集、伝達に関すること 5 災害状況報告の整理に関すること 6 消防団の出動及び連絡調整に関すること 7 資機材の確保、配分及び輸送に関すること 8 行方不明者の捜索 9 消防団員の被災状況調査 10 県内各消防本部との応援協定に基づく協力要請に関すること <略>	※被災児童の保護・援護 ※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 消防部 部長 消防団長 副部長 消防団副団長 担当課等 消防団 <略>	(　　消防団) 1 警戒、パトロール実施に関すること 2 警戒、検索、防御に関すること 3 消火、 <u>救護</u> 、 <u>救助</u> に関すること 4 情報収集、伝達に関すること 5 災害状況報告の整理に関すること 6 消防団の出動及び連絡調整に関すること 7 資機材の確保、配分及び輸送に関すること 8 行方不明者の捜索 9 消防団員の被災状況調査 <略>
			・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることにより、記述の修正及び削除

【各部共通事項】

- 1 所属職員の勤員連絡に関すること
- 2 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること
- 3 各所管施設等の防災活動、応急復旧に関すること
- 4 所管事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関すること
- 5 所管事務に係る人員及び物資の輸送に関すること
- 6 民間団体及び市民の協力に関すること
- 7 他部等への応援協力に関すること

5 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

- (1) 避難準備情報の発令
- (2) 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

震災応急-110

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

【各部共通事項】

- 1 所属職員の勤員連絡に関すること
- 2 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること
- 3 各所管施設等の防災活動、応急復旧に関すること
- 4 所管事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関すること
- 5 所管事務に係る人員及び物資の輸送に関すること
- 6 民間団体及び市民の協力に関すること
- 7 他部等への応援協力に関すること

5 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

- (1) 避難勧告・避難指示（緊急）の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (2) 立退き指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- (3) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (4) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

・避難勧告等の名称変更による修正

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>		<改 正 後>		<修正理由>	
	主な通信手段		主な通信手段	主な通信区間	
有線	一般加入電話・FAX・市ホームページ、CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民等をいう。以下同じ）	一般加入電話・FAX・市ホームページ、CATV（TV映像等をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民等	
	災害時優先電話		災害時優先電話		
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部・消防本部	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部～市民等	
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等	
有線 ／ 無線	兵庫県災害対応	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関	兵庫県災害対応	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関	
	総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）		総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）		
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関	
	携帯電話	災害対策本部～災害現場	携帯電話	災害対策本部～災害現場	
	かとう安全安心ネット	災害対策本部～市民等	かとう安全安心ネット	災害対策本部～市民等	
	エリアメール・緊急速報メール		エリアメール・緊急速報メール		
公共情報コモンズ			ヒアラート		
<略>		<略>		・通信区間については、市民及び市内に在学・在勤する方々などへも情報を伝達するため「市民等」に修正。 ・防災行政無線の整備に伴い、CATV の音声告知放送及び電話を廃止したため、その記述を削除。 ・防災行政無線及び簡易デジタル無線を整備したため、その記述を追加	

第4 被害状況報告

<略>

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 事務所の周辺の被災状況（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。）
なお、緊急の場合には口頭報告で行う。

- ② 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(2) 災害概況即報

災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次連絡する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに災害総括報告を行う。

第4 被害状況報告

<略>

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 事務所の周辺の被災状況（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。）
なお、緊急の場合には口頭報告で行う。

- ② 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(2) 災害概況即報

災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次連絡する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに災害総括報告を行う。

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>		<改 正 後>	<修正理由>
災害報告内容一覧			
報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔 〕は様式、→はフェニックス防災システムの情報経路	報告区分 報告系統及び使用様式 注：〔 〕は様式、→はフェニックス防災システムの情報経路	・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることにより、記述を修正
緊急報告	消防本部→県（地方本部）→県（災害対策本部）→国（消防庁） ＊通報殺到時	加東市→県（地方本部）→県（災害対策本部）→国（消防庁） ＊通報殺到時	
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合	加東市〔災害概況即報〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合	
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合	加東市〔被害状況即報〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合	
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁）	加東市〔災害確定報告〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁）	
<略>			
資料			
3-2 関係機関等の連絡先一覧 3-3 気象庁震度階級関連解説表 3-4 被害程度認定基準 3-5 調査事項・報告先一覧 3-6 県への要請事項・報告先一覧			
<略>			
資料			
3-2 関係機関等の連絡先一覧 3-3 気象庁震度階級関連解説表 3-4 被害程度認定基準 3-5 調査事項・報告先一覧 3-6 県への要請事項・報告先一覧			
震災応急-117			
第3節 防災関係機関等との連携			
第1 自衛隊への派遣要請			
1 災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）			
(1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、社警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請をすることについて知事に要求する。			
<略>			
■派遣及び撤収要請手続経路			
<pre> graph LR A[北播磨県民局長] -- "通報協議" --> B[市長] B -- "要求" --> C[知事] C -- "通報" --> D[警察本部長] C -- "要請" --> E[陸上自衛隊青野原駐屯地] E -.-> C style E fill:none,stroke:none </pre> <p>知事に要求した旨及び災害の状況を通知</p>			
第1 自衛隊への派遣要請			
1 災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）			
(1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、 <u>警察署長</u> 等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請をすることについて知事に要求する。			
<略>			
■派遣及び撤収要請手続経路			
<pre> graph LR A[北播磨県民局長] -- "通報協議" --> B[市長] B -- "要求" --> C[知事] C -- "通報" --> D[警察本部長] C -- "要請" --> E[陸上自衛隊青野原駐屯地] E -.-> C style E fill:none,stroke:none </pre> <p>知事に要求した旨及び災害の状況を通知</p>			

【新旧対照表（震災対策編）】

現行

2 要請先等　※連絡先等一覽

区分		電話番号
県	北播磨県民局	勤務時間内 勤務時間外
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	42-9304 FAX42-4704 (078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課(防災係)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911~9912 (078)362-9900 FAX(078)362-9911~9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地(第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線 232

(注)緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

<略>

第2 関係機関との連携

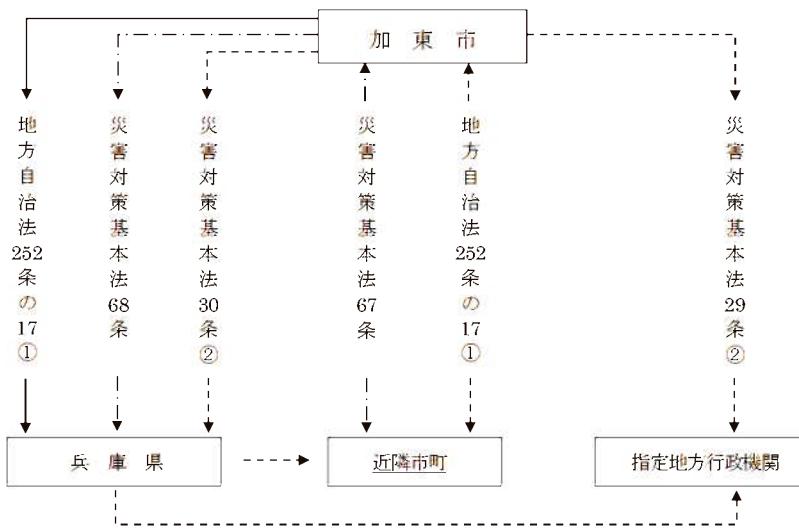
1 関係機関等への応援要請

四

(4) 应援の受け入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊を受け入れるとともに、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

法律に基づく支援要請系統図



注) → 全般的な相互応援協力要請
→ 応援措置実施の要求
→ 職員の派遣要請

2 要請先等 ※連絡先等一覽

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9304 FAX42-4704	
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災危機管理班)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911~9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911~9912
	陸上自衛隊芦原駐屯地(第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線 232	
自衛隊			

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

<略>

第2 関係機関との連携

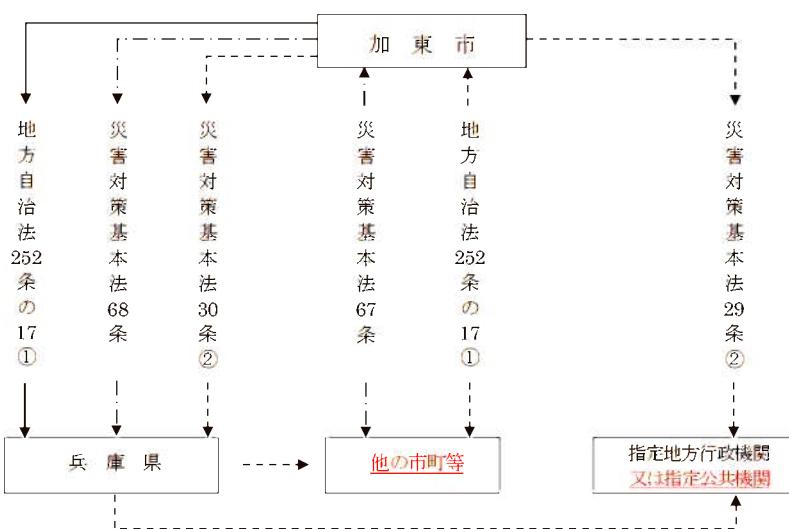
1 関係機関等への応援要請

四

(4) 応援の受け入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊を受け入れる。とともに、応援隊の案内用の職員又は地区等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

法律に基づく支援要請系統図



・組織名の修正

・字句の修正及び追記

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>2 消防の応援要請</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 広域消防相互応援協定に基づく応援要請 市長又は消防長は、災害の規模等により応援を要請する市町又は県に、次の事項を連絡する。 ア 災害の発生場所及び概要 イ 必要とする車両、人員及び資機材・集結場所及び活動内容 ウ その他必要事項</p> <p>② 応援隊の派遣 消防長は、応援の要請を受けたとき応援を行うことの可否について判断し、その旨を連絡する。</p> <p>(2) 関係機関との連携 消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。</p> <p><略></p>	<p>2 消防機関の応援要請</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請 消防長は、北はりま消防本部だけでは対応が困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡窓口の明石市消防本部に応援要請を行い、その後市長に報告する。</p> <p>② 緊急消防援助隊の要請 市長は、災害の規模が大きく、兵庫県広域消防相互応援とあわせて更なる応援が必要な場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。</p> <p>③ 応援要請に関する連絡事項 応援要請を行う場合、次の事項を応援先に連絡する。 ア 災害の発生場所及び被害概要 イ 必要とする車両、人員及び資機材 ウ アクセス路の状況（通行止め、通行規制等） エ 集結場所及び活動内容 オ その他必要事項</p> <p>④ 応援隊の誘導 応援隊の災害現場等への誘導については、北はりま消防組合加賀消防署職員が行う。</p> <p>(2) 関係機関との連携 消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることによる記述の修正。 ・要請連絡窓口を追加 ・各種応援要請に関する記述を修正及び追加
<p>震災応急－126</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第1 地震火災の消火活動</p> <p>〔実施関係機関：消防機関、県、社警察署、自主防災組織、防火管理者、住民〕 (※「実施関係機関」とは、災害応急対策実施に關係する主な機関等をいう。)</p> <p><略></p> <p>2 応援体制</p> <p><略></p> <p>(2) 他機関との連携 消防機関は、社警察署、自衛隊、その他関係機関と相互に協力する。</p> <p>3 救急搬送業務</p> <p>消防本部は、災害時における要救助者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等からの応援を求める。</p> <p>4 消防計画</p> <p>消防本部は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次の目標及び消防計画の基本的事項に基づき、活動体制を確立する。</p> <p>(1) 重点目標 消防力の効果的な運用を図るため、防衛活動の重点目標を次のとおりとする。</p> <p>① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止 ② 危険物施設に対する防衛 ③ 避難経路の火災防衛</p>	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第1 地震火災の消火活動</p> <p>〔実施関係機関：消防機関、県、<u>警察</u>、自主防災組織、防火管理者、住民〕 (※「実施関係機関」とは、災害応急対策実施に關係する主な機関等をいう。)</p> <p><略></p> <p>2 応援体制</p> <p><略></p> <p>(2) 他機関との連携 消防機関は、<u>警察</u>、自衛隊、その他関係機関と相互に協力する。</p> <p>3 救急搬送業務</p> <p>消防本部は、災害時における要救助者の緊急搬送等に<u>努め</u>、必要に応じて、<u>市</u>内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、災害の規模が大きく、<u>他市町の応援の必要があると認める場合は、消防相互応援協定に基づき、隣接市消防</u>からの応援を求める。</p> <p>4 消防計画</p> <p><u>市</u>は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次の<u>基本的</u>事項に基づき、活動体制を確立する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一するため、「警察」とする。 ・記述の修正 ・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることによる、記述の修正。

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>④ 救助・救急 ⑤ 情報活動 ⑥ 広報</p> <p>(2) 消防計画に定める基本的事項 地震被害想定結果に基づき、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。</p> <p>① 災害対策本部との業務分担に関する事項 ② 消防本部と消防団の業務分担に関する事項 ③ 職員の動員と編成・配置 ④ 通信網の確保に関する措置 ⑤ 情報収集等に関する体制 ⑥ 本部室との連絡等に関する事項 ⑦ 社警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項 ⑧ 重点防衛に関する方針 ア 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置 イ 避難経路の防護に対する措置 ウ 救助・救急に関する措置 ⑨ 広報に関する措置</p>	<p>① 災害対策本部の業務分担に関する事項 ② 消防団の業務分担に関する事項 ③ 職員の動員と編成・配置 ④ 通信網の確保に関する措置 ⑤ 情報収集等に関する体制 ⑥ 本部室との連絡等に関する事項 ⑦ 警察をはじめ関係機関との連絡等に関する事項 ⑧ 重点防衛に関する方針 ア 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置 イ 避難経路の防護に対する措置 ウ 救護・救出に関する措置 ⑨ 広報に関する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一するため、「警察」とする。 ・字句の修正
<p>第2 水防活動 〔実施関係機関：消防機関、国土交通省、県、社警察署、自衛隊、自主防災組織等〕 <略></p> <p>震災応急－128</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策</p> <p>第1 人命救出活動 〔実施関係機関：消防機関、社警察署、自衛隊〕 <略></p> <p>2 行方不明者の捜索 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。</p> <p>(1) 行方不明者情報の収集 被災者相談窓口等で受けた情報及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。 行方不明者のリストは、社警察署に提出し連携する。</p> <p>(2) 捜索活動 市及び消防本部は、行方不明者リストに基づき、社警察署、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動にあたる。 行方不明者を発見した場合には、社警察署に連絡する。</p> <p>3 自主防災組織、事業所、市民等 自主防災組織、事業所の防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に通報する。</p> <p>(1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見 (2) 組織的救出活動の実施 (3) 社警察署、消防署等への通報</p> <p>4 その他</p>	<p>第2 水防活動 〔実施関係機関：消防機関、国土交通省、県、警察、自衛隊、自主防災組織等〕 <略></p> <p>第2節 救助・救急、医療対策</p> <p>第1 人命救出活動 〔実施関係機関：消防機関、警察、自衛隊〕 <略></p> <p>2 行方不明者の捜索 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。</p> <p>(1) 行方不明者情報の収集 被災者相談窓口等で受けた情報及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。 行方不明者のリストは、警察に提出し連携する。</p> <p>(2) 捜索活動 市及び消防機関は、行方不明者リストに基づき、警察、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動にあたる。 行方不明者を発見した場合には、警察に連絡する。</p> <p>3 自主防災組織、事業所、市民等 自主防災組織、事業所の防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に通報する。</p> <p>(1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見 (2) 組織的救出活動の実施 (3) 警察、消防機関等への通報</p> <p>4 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一するため、「警察」とする。 ・消防本部及び消防署の記述を消防機関に修正

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>救助活動を実施する機関は、速やかで的確な救助活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。</p> <p>また、必要により救助活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、加東市建設業協会に支援を要請する。</p>	<p>救助活動を実施する機関は、速やかで的確な救助活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。</p> <p>また、必要により救助活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、加東市建設業協会に支援を要請する。</p>	・救助活動を救助活動に修正
<p>第2 救急医療活動</p> <p>〔実施関係機関：事故責任機関、消防機関、医療機関、小野市加東市医師会〕</p> <p><略></p> <p>2 現場から医療施設への負傷者等の搬送</p> <p><略></p> <p>(3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）</p>	<p>第2 救急医療活動</p> <p>〔実施関係機関：事故責任機関、消防機関、医療機関、小野市加東市医師会〕</p> <p><略></p> <p>2 現場から医療施設への負傷者等の搬送</p> <p><略></p> <p>(3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。</p> <p>また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするDr.ヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県ドクターヘリ運航要領に基づく記述の追加
<p><略></p> <p>4 負傷者等の収容</p> <p>(1) 負傷者等の収容については、下記施設の活用を図る。</p> <p>ア 救急指定病院・診療所</p> <p>イ その他の医療施設</p> <p>ウ 公民館、学校に設置された救護所及び県設置の救護センター</p> <p>エ 寺院（死者の場合）</p> <p>(2) あきらかに死亡している者が発見された場合等は、速やかに社警察署に連絡する。</p> <p><略></p> <p>6 災害の現場における諸活動の調整</p> <p>(1) 災害対策本部が設置された場合</p> <p>灾害対策本部長又は市災害対策本部長が指名する者が、諸活動の調整を行う。</p> <p>(2) 災害対策本部が設置されない場合</p> <p>消防長又は市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。</p>	<p><略></p> <p>4 負傷者等の収容</p> <p>(1) 負傷者等の収容については、下記施設の活用を図る。</p> <p>ア 救急指定病院・診療所</p> <p>イ その他の医療施設</p> <p>ウ 公民館、学校に設置された救護所及び県設置の救護センター</p> <p>エ 寺院（死者の場合）</p> <p>(2) あきらかに死亡している者が発見された場合等は、速やかに警察署に連絡する。</p> <p><略></p> <p>6 災害の現場における諸活動の調整</p> <p>(1) 災害対策本部が設置された場合</p> <p>_____本部長が指名する者が、諸活動の調整を行う。</p> <p>(2) 災害対策本部が設置されない場合</p> <p>_____市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一するため、「警察」とする。 ・記述の削除
<p><略></p> <p>第3 医療・助産対策</p> <p><略></p> <p>6 医療機関のライフラインの確保</p> <p>県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。</p>	<p><略></p> <p>第3 医療・助産対策</p> <p><略></p> <p>6 医療機関のライフラインの確保</p> <p>県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記述の追加
<p>震災応急－132</p> <p>第3節 交通・輸送対策</p>	<p>第3節 交通・輸送対策</p>	
<p>第1 交通確保対策</p> <p>〔実施関係機関：道路管理者、社警察署、自衛隊〕</p> <p>1 被災情報及び交通情報の収集</p> <p>(1) 道路管理者は災害発生警戒時からパトロールを行うとともに、災害発生後においては、社警察署と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。</p>	<p>第1 交通確保対策</p> <p>〔実施関係機関：道路管理者、警察署、自衛隊〕</p> <p>1 被災情報及び交通情報の収集</p> <p>(1) 道路管理者は災害発生警戒時からパトロールを行うとともに、災害発生後においては、警察署と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一するため、「警察」とする。

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>(2) 道路管理者は、県、市の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等、幅広い情報収集にも努める。</p> <p>2 緊急通行車両の確認</p> <p>災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づく緊急通行車両として社警察署において緊急通行車両等の事前届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を受ける。</p> <p>3 陸上交通の確保</p> <p>道路管理者は、社警察署と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。</p> <p>(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策</p> <p>道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、もしくは危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。</p> <p>(2) 被災区域への流入抑制</p> <p>市は、社警察署と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）</p> <p>この期間は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することに協力する。</p> <p>道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、社警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。</p> <p><略></p> <p>第2 緊急輸送対策</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等</p> <p><略></p> <p>(2) 輸送路等に関する状況の把握</p> <p>広域応援を実施する場合に備え、社警察署、各道路管理者、鉄道事業者に關係する機関等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。</p> <p><略></p> <p>第3 ヘリコプターの運航</p> <p><略></p> <p>2 要請手続き</p> <p>市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県に提出する。</p> <p>ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。</p> <p>3 要請先</p> <p>要請の連絡先は次のとおりとする。</p> <p>(1) 昼間（9:00～17:30） 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 325-8519 FAX (078) 325-8529</p> <p>(2) 県災害対策本部が設置された場合 災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900～9902 FAX (078) 362-9911 (県災害対策センター内)</p>	<p>(2) 道路管理者は、県、市の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等、幅広い情報収集にも努める。</p> <p>2 緊急通行車両の確認</p> <p>災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づく緊急通行車両として警察において緊急通行車両等の事前届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を受ける。</p> <p>3 陸上交通の確保</p> <p>道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。</p> <p>(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策</p> <p>道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、もしくは危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。</p> <p>(2) 被災区域への流入抑制</p> <p>市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）</p> <p>この期間は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することに協力する。</p> <p>道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。</p> <p><略></p> <p>第2 緊急輸送対策</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等</p> <p><略></p> <p>(2) 輸送路等に関する状況の把握</p> <p>広域応援を実施する場合に備え、警察、各道路管理者、鉄道事業者に關係する機関等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。</p> <p><略></p> <p>第3 ヘリコプターの運航</p> <p><略></p> <p>2 要請手続き</p> <p>市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県に提出する。</p> <p>ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。</p> <p>また、ヘリコプターによる救急活動に際しては、県立加古川医療センターを拠点とするDrヘリが昼間のみ運用されており、消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）</p> <p>3 要請先</p> <p>要請の連絡先は次のとおりとする。</p> <p>(1) 昼間（9:00～17:30） 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 331-0986 FAX (078) 331-0987</p> <p>(2) 県災害対策本部が設置された場合 災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900～9902 FAX (078) 362-9911 (県災害対策センター内)</p>	<p>・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一するため、「警察」とする。</p> <p>・兵庫県ドクターヘリ運航要領に基づく記述の追加</p> <p>・記述の修正</p>

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<略>

震災応急－136

第4節 避難対策

〔実施関係機関：消防機関、県、社警察署、自衛隊、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等〕

地震災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難の勧告・指示、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第1 避難の勧告・指示等

1 避難の勧告・指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（以下「避難の勧告」という。）するものとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難のための立ち退きを指示（以下「避難の指示」という。）をすることができる。

また、避難の勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため、できる限り避難準備情報を伝達することに努める。

避難勧告は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

避難指示は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、市民等を立ち退かせるものである。

なお、避難の状況判断にあたっては、現場の状況、気象情報、河川情報、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	内 容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	住民に避難の準備、あるいは災害時要援護者の避難開始を促す。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難の勧告	住民等に避難のための立ち退きを勧め、又は促す。難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動開始

<改 正 後>

(3) 県立加古川医療センター（救急搬送のみ）昼間 TEL (079) 497-7000代 FAX (079) 438-8800

<略>

第4節 避難対策

〔実施関係機関：消防機関、県、警察署、自衛隊、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等〕

地震災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第1 避難勧告等

1 避難勧告等 の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（以下「避難勧告」という。）するものとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難のための立ち退きを指示（以下「避難指示（緊急）」といふ。）することができる。

避難勧告は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

避難指示（緊急）は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、市民等を立ち退かせるものである。

なお、避難の状況判断にあたっては、現場の状況、気象情報、河川情報、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	内 容	発令時の状況	住民に求める行動
避 難 勧 告	住民等に避難のための立ち退きを勧め、又は促す。難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動開始

<修正理由>

・兵庫県ドクターへリ運航要領に基づく記述の追加

・避難勧告等の名称変更による修正

・地震時には、直ちに避難勧告から発令することによる記述の削除

・避難勧告等の名称変更による修正

・避難勧告等の名称変更による修正

・地震に「避難準備・高齢者等避難開始」はないため表の行を削除

【新旧対照表（震災対策編）】

	<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
避難の指示	<p>住民等を避難のために立ち退かせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況 <p>市長は、避難の指示・勧告等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。</p> <p>【参考資料：避難の勧告・指示】</p> <p>避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法 60条第5項～7項）</p> <p>① 避難の勧告 災害全般について 市町長（災害対策基本法第 60 条）</p> <p>② 避難の指示</p> <pre> graph TD A[洪水について] --> B[知事又はその命を受けた職員（水防法第 22 条）] A --> C[水防管理者（水防法第 22 条）] B --- D[地すべりについて] C --- D D --> E[知事又はその命を受けた更員 (地すべり等防止法第 25 条)] E --- F[市町長 (災害対策基本法第 60 条)] F --- G[警察官 (警察官職務執行法第 4 条第 1 項 災害対策基本法第 61 条)] G --- H[自衛官 (自衛隊法第 94 条)] H --- I[海上保安官 (災害対策基本法第 61 条 ※兵庫県地域防災計画より抜粋)] </pre>	<p>住民等を避難のために立ち退かせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 <p>市長は、避難勧告等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。</p> <p>【参考資料：避難の勧告・指示】</p> <p>避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法 60条第6項～8項）</p> <p>① 避難の勧告 災害全般について 市町長（災害対策基本法第 60 条）</p> <p>② 避難の指示</p> <pre> graph TD A[淡水について] --> B[知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条）] A --> C[水防管理者（水防法第 29 条）] B --- D[地すべりについて] C --- D D --> E[知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)] E --- F[市町長 (災害対策基本法第 60 条)] F --- G[警察官 (警察官職務執行法第 4 条第 1 項 災害対策基本法第 61 条)] G --- H[自衛官 (自衛隊法第 94 条)] H --- I[海上保安官 (災害対策基本法第 61 条 ※兵庫県地域防災計画より抜粋)] </pre>	<p>・法律の改正による修正 ・字句の修正</p>

<略>

3 避難の勧告・指示等の伝達

避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。

本部室は、関係各対策部及び関係機関に、避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難の勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

<略>

3 避難勧告等 の伝達

避難勧告等の伝達は、次の経路のとおりとする。

本部室は、関係各対策部及び関係機関に、避難勧告等 の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告等 の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

・避難勧告等の名称変更による修正

【新旧対照表（震災対策編）】

	<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
■避難勧告・指示等の伝達経路			<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線を整備したことによる記述の追加 ・シアラートへの名称変更による修正 ・社警警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一するため、「警察」とする。
■避難時の伝達事項例	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の理由 ○避難先 ○避難時の服装、携行品等 ○避難準備情報、避難勧告・指示の対象区域 ○避難経路 ○避難行動における注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の理由 ○避難先 ○避難時の服装、携行品等 ○避難勧告等の対象区域 ○避難経路 ○避難行動における注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の名称変更による修正
4 解除	<p>市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p><略></p>	<p>市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難勧告等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の追加
第3 警戒区域の設定	<p>本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずることができる。</p> <p>なお、警戒区域を設定した場合は、住民等の退去の確認を行うとともに、防犯及び防火のための体制確保に努めるものとする。</p>	<p>本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合若しくは、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずることができる。</p> <p>なお、警戒区域を設定した場合は、住民等の退去の確認を行うとともに、防犯及び防火のための体制確保に努めるものとする。</p>	
第4 避難所の開設	<p>1 避難所の開設</p> <p>本部長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な限り職員を配置し避難所運営を統括させ、通信の確保等を行う。 なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあっては、速やかに本部長に報告するとともに</p>	<p>1 避難所の開設</p> <p>本部長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な限り職員を配置し避難所運営を統括させ、通信の確保等を行う。 なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあっては、速やかに本部長に報告するとともに</p>	

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>避難所の運営に当るものとする。</p> <p>職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。</p> <p>なお、災害対策本部長が、避難所開設の必要が無くなったと認めるときは、閉鎖する。</p> <p><略></p> <p>第5 避難所の運営</p> <p><略></p> <p>3 避難所の運営</p> <p><略></p> <p>(9) 市及び消防本部は、必要により、<u>社警察署</u>と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。</p> <p>なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。</p> <p><略></p> <p>8 その他</p> <p>避難勧告・指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、<u>勧告・指示の伝達</u>に準じて、市民や防災関係機関に連絡する。</p> <p><略></p>	<p>避難所の運営に当るものとする。</p> <p>職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。</p> <p>なお、<u>本部長</u>が、避難所開設の必要が無くなったと認めるときは、閉鎖する。</p> <p><略></p> <p>第5 避難所の運営</p> <p><略></p> <p>3 避難所の運営</p> <p><略></p> <p>(9) 市及び消防本部は、必要により、<u>警察</u>と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。</p> <p>なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。</p> <p><略></p> <p>8 その他</p> <p><u>避難勧告等</u>、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、<u>設定に</u>準じて市民や防災関係機関に連絡する。</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の修正
<p>震災応急－155</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>第4 遺体の火葬等</p> <p>〔実施関係機関：消防機関、<u>社警察署</u>、小野市加東市医師会、小野加東広域事務組合〕</p> <p><略></p> <p>2 遺体の処置</p> <p>(1) 遺体の身元確認</p> <p>遺体を発見した場合、直ちに<u>社警察署</u>に連絡する。</p> <p>遺体の身元が不明の場合は、<u>社警察署</u>と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を可能な限り詳細に調査をして、問い合わせ等に対応する。</p> <p>(2) 遺体の処置</p> <p><u>社警察署</u>から引受人のない遺体の引き渡しを受けたときは、災害時に死亡した者について、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を医師会等の協力を得て実施する。また、葬儀業者等から遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。</p> <p>遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行う。</p> <p>(3) 遺体安置所の設置等</p> <p>① 遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、身元確認等のための遺体安置所を開設する。</p> <p>遺体安置所は、寺院及び公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、確定する。</p> <p>② 遺体は、<u>社警察署</u>及び自治会等の協力を得て身元確認と引受人の発見に努める。</p> <p>③ 身元が判明し遺族等引受人が発見された場合、速やかに遺族等に引き渡す。</p> <p><略></p> <p>震災応急－157</p> <p>第8節 災害時要援護者支援対策</p> <p>〔実施関係機関：県、自主防災組織、自治会、消防機関、民生委員・児童委員、福祉関係機関等〕</p>	<p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>第4 遺体の火葬等</p> <p>〔実施関係機関：消防機関、<u>警察</u>、小野市加東市医師会、小野加東広域事務組合〕</p> <p><略></p> <p>2 遺体の処置</p> <p>(1) 遺体の身元確認</p> <p>遺体を発見した場合、直ちに<u>警察</u>に連絡する。</p> <p>遺体の身元が不明の場合は、<u>警察</u>と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を可能な限り詳細に調査をして、問い合わせ等に対応する。</p> <p>(2) 遺体の処置</p> <p><u>警察</u>から引受人のない遺体の引き渡しを受けたときは、災害時に死亡した者について、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を医師会等の協力を得て実施する。また、葬儀業者等から遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。</p> <p>遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行う。</p> <p>(3) 遺体安置所の設置等</p> <p>① 遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、身元確認等のための遺体安置所を開設する。</p> <p>遺体安置所は、寺院及び公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、確定する。</p> <p>② 遺体は、<u>警察</u>及び自治会等の協力を得て身元確認と引受人の発見に努める。</p> <p>③ 身元が判明し遺族等引受人が発見された場合、速やかに遺族等に引き渡す。</p> <p><略></p> <p>第8節 災害時要援護者支援対策</p> <p>〔実施関係機関：県、自主防災組織、自治会、消防機関、民生委員・児童委員、福祉関係機関等〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一するため、「警察」とする。
<p>1 情報提供</p>	<p>1 情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の名称変更による修正 ・字句の追加

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>(1) 情報伝達ルート…CATV、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防機関、社会福祉協議会、福祉ボランティア等</p> <p>(2) 伝達手段………CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>公共情報コモンズ</u>、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、ローブ伝達等 (→「第3章 第10節 災害情報等の提供と相談活動」の項を参照)</p> <p>2 避難対策</p> <p>(1) 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、福祉関係機関などと協力して災害時要援護者の避難誘導について的確に行われるよう努める。とともに、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。</p> <p>(2) 災害時要援護者に配慮して、福祉避難所を開設するなど多様な避難場所の確保に努める。</p> <p>(3) 避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。</p> <p>(4) 援護の必要性の高い者について、福祉避難所への受け入れを進め、緊急に社会福祉施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。入所先の確保及び搬送が困難な場合は、県及び福祉関係機関に要請する。 (→「第3章 第4節 避難対策」の項を参照)</p> <p><略></p>	<p>(1) 情報伝達ルート…<u>防災行政無線</u>、CATV、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防機関、社会福祉協議会、福祉ボランティア等</p> <p>(2) 伝達手段………<u>防災行政無線</u>、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>Lアラート</u>、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、ローブ伝達等 (→「第3章 第10節 災害情報等の提供と相談活動」の項を参照)</p> <p>2 避難対策</p> <p>(1) 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、福祉関係機関などと協力して災害時要援護者の避難誘導について的確に行い、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。</p> <p>(2) 災害時要援護者に配慮して、福祉避難所を開設するなど多様な避難場所の確保に努める。</p> <p>(3) 避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。</p> <p>(4) 援護の必要性の高い者について、福祉避難所への受け入れを進め、緊急に社会福祉施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。入所先の確保及び搬送が困難な場合は、県及び福祉関係機関に要請する。 (→「第3章 第4節 避難対策」の項を参照)</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線を整備したことによる記述の追加 ・Lアラートへの名称変更による修正 ・記述の修正
<p>震災応急－161</p> <p>第10節 災害情報等の提供と相談活動</p> <p><略></p> <p>2 市における広報体制等</p> <p><略></p> <p>(2) 災害情報の収集</p> <p>災害情報の収集について「第2章 第2節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。 ② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。 ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料を収集する。 ④ 自治会長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。 <p>(3) 広報の実施</p> <p>① 報道機関との連携</p> <p>ア 記者発表は原則として、災害広報責任者（企画部長）が行う。 イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じて発表する。</p> <p>② 市民に対する広報</p> <p>ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。 イ CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>公共情報コモンズ</u>等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。</p> <p>ウ 避難所等への情報提供</p> <p>避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。</p> <p>ア) 情報提供ルート…CATV、掲示板、避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、自治会等</p> <p>イ) 伝達手段………CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、</p>	<p>第10節 災害情報等の提供と相談活動</p> <p><略></p> <p>2 市における広報体制等</p> <p><略></p> <p>(2) 災害情報の収集</p> <p>災害情報の収集について「第2章 第2節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。 ② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。 ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、<u>情報</u>を収集する。 ④ 自治会長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。 <p>(3) 広報の実施</p> <p>① 報道機関との連携</p> <p>ア 記者発表は原則として、災害広報責任者（<u>秘書室員</u>）が行う。 イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じて発表する。</p> <p>② 市民に対する広報</p> <p>ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。 イ <u>防災行政無線</u>、CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>Lアラート</u>等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。</p> <p>ウ 避難所等への情報提供</p> <p>避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。</p> <p>ア) 情報提供ルート…<u>防災行政無線</u>、CATV、掲示板、避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、自治会等</p> <p>イ) 伝達手段………<u>防災行政無線</u>、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の修正 ・組織名の修正 ・防災行政無線を整備したことによる記述の追加 ・Lアラートへの名称変更による修正

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>																								
<p>エリアメール、緊急速報メール、<u>公共情報コモンズ</u>、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等</p> <p><略></p> <p>第3 災害放送の要請</p> <p>1 災害時の放送要請</p> <p>(1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、NHK神戸放送局、株サンテレビジョン、株ラジオ関西、株kiss-FM KOBE、株毎日放送、朝日放送㈱、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱（ラジオ大阪）、関西インターメディア㈱（FM CO・CO・LO）等の利用が適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。 やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。 なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放送要請の理由 ② 放送事項 ③ 放送希望日時 ④ その他必要な事項 <p><略></p>	<p>全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>ニアラート</u>、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等</p> <p><略></p> <p>第3 災害放送の要請</p> <p>1 災害時の放送要請</p> <p>(1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、NHK神戸放送局、株サンテレビジョン、株ラジオ関西、株kiss-FM KOBE、株毎日放送、朝日放送㈱、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱（ラジオ大阪）、関西インターメディア㈱（FM CO・CO・LO）等<u>マスメディア</u>の利用が適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。 やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。 なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放送要請の理由 ② 放送事項 ③ 放送希望日時 ④ その他必要な事項 <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の追加 																								
<p>震災応急－164</p> <p>第11節 廃棄物対策の実施</p> <p>第1 ガレキ処理</p> <p><略></p> <p>3 がれき、不燃ごみ等処分施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>施設名</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社地区</td> <td>上中埋立処分地</td> <td>加東市上中</td> </tr> <tr> <td>滝野地区</td> <td>南部処理センター</td> <td>多可郡多可町中区西安田</td> </tr> <tr> <td>東条地区</td> <td>薮残土処分場</td> <td>加東市薮</td> </tr> </tbody> </table> <p><略></p> <p>第3 し尿処理対策</p> <p>1 応急対策</p> <p><略></p> <p>(3) 仮設トイレの設置</p> <p>仮設トイレは、下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難場所及び避難所 ② 集合住宅所在地 ③ 住宅密集地 <p><略></p> <p>震災応急－168</p> <p>第12節 環境対策</p> <p><略></p> <p>2 応急対策</p> <p><略></p> <p>(4) 環境情報の広報</p>	地区名	施設名	場所	社地区	上中埋立処分地	加東市上中	滝野地区	南部処理センター	多可郡多可町中区西安田	東条地区	薮残土処分場	加東市薮	<p>第11節 廃棄物対策の実施</p> <p>第1 ガレキ処理</p> <p><略></p> <p>3 がれき、不燃ごみ等処分施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>施設名</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社地区</td> <td>上中埋立処分地</td> <td>加東市上中</td> </tr> <tr> <td>滝野地区</td> <td>上滝野広場（上滝野公民館前駐車場）</td> <td>加東市上滝野</td> </tr> <tr> <td>東条地区</td> <td>薮残土処分場</td> <td>加東市薮</td> </tr> </tbody> </table> <p><略></p> <p>第3 し尿処理対策</p> <p>1 応急対策</p> <p><略></p> <p>(3) 仮設トイレの設置</p> <p>仮設トイレは、下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定緊急避難場所及び指定避難所 ② 集合住宅所在地 ③ 住宅密集地 <p><略></p> <p>第12節 環境対策</p> <p><略></p> <p>2 応急対策</p> <p><略></p> <p>(4) 環境情報の広報</p>	地区名	施設名	場所	社地区	上中埋立処分地	加東市上中	滝野地区	上滝野広場（上滝野公民館前駐車場）	加東市上滝野	東条地区	薮残土処分場	加東市薮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の変更による修正
地区名	施設名	場所																								
社地区	上中埋立処分地	加東市上中																								
滝野地区	南部処理センター	多可郡多可町中区西安田																								
東条地区	薮残土処分場	加東市薮																								
地区名	施設名	場所																								
社地区	上中埋立処分地	加東市上中																								
滝野地区	上滝野広場（上滝野公民館前駐車場）	加東市上滝野																								
東条地区	薮残土処分場	加東市薮																								
		<ul style="list-style-type: none"> ・法指定による名称の修正 																								

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壤の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、C A T V、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。</p> <p><略></p>	<p>工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壤の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、<u>防災行政無線</u>、C A T V、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線を整備したことによる記述の追加
<p>震災応急-170</p> <p>第14節 鉄道施設の応急対策</p> <p><略></p> <p>2 発災時の初動態勢</p> <p><略></p> <p>(3) その他の措置</p> <p>マニュアルに基づき、負傷者救護及び消防本部・県警警察本部・医療機関等への救護要請を行う。</p>	<p>第14節 鉄道施設の応急対策</p> <p><略></p> <p>2 発災時の初動態勢</p> <p><略></p> <p>(3) その他の措置</p> <p>マニュアルに基づき、負傷者救護及び<u>消防</u>・<u>警察</u>・医療機関等への救護要請を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の修正
<p>震災応急-174</p> <p>第15節 ライフラインの応急対策</p> <p><略></p> <p>第3 電気通信の確保</p> <p><略></p> <p>2 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>(1) 通信途絶の解消と通信の確保</p> <p><略></p> <p>⑥ 非常用可搬型デジタル交換装置等の運用</p> <p>⑦ 臨時・特設公衆電話の設置</p> <p>⑧ 停電時における公衆電話の無料化</p> <p>3 復旧作業過程</p> <p><略></p> <p>(2) 通信の利用と広報</p> <p><略></p> <p>⑤ 一般利用者に対する広報活動の実施する。</p> <p><略></p>	<p>第15節 ライフラインの応急対策</p> <p><略></p> <p>第3 電気通信の確保</p> <p><略></p> <p>2 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>(1) 通信途絶の解消と通信の確保</p> <p><略></p> <p>⑥ 非常用可搬型<u>デジタル</u>交換装置等の運用</p> <p>⑦ 臨時・特設公衆電話の設置</p> <p>⑧ 停電時における公衆電話の無料化</p> <p>3 復旧作業過程</p> <p><略></p> <p>(2) 通信の利用と広報</p> <p><略></p> <p>⑤ 一般利用者に対する広報活動を実施する。</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の修正
<p>第5 下水道の確保</p> <p>2 復旧過程</p> <p><略></p> <p>(1) 施設毎の応急措置・復旧方法</p> <p>① 管路施設</p> <p><略></p> <p>イ マンホール等からのいっ水</p> <p>ア) 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。</p> <p>イ) 可搬式ポンプを利用して他の下水道管き上・排水路等へ緊急排水する。</p> <p>カ) 下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。</p> <p><略></p>	<p>第5 下水道の確保</p> <p>2 復旧過程</p> <p><略></p> <p>(1) 施設毎の応急措置・復旧方法</p> <p>① 管路施設</p> <p><略></p> <p>イ マンホール等からのいっ水</p> <p>ア) 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。</p> <p>イ) 可搬式ポンプを利用して他の下水道<u>管渠</u>・排水路等へ緊急排水する。</p> <p>カ) 下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の修正

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>震災応急－181</p> <p>第17節 保育対策</p> <p>1 災害発生時の措置</p> <p>(1) 地震が発生又は発生するおそれがある場合に、各保育園及び幼稚園(以下、保育園等といふ。)に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。</p> <p>(2) 園長は、被害状況等を勘査し、応急対策計画と応急保育計画を策定するものとする。</p> <p>2 応急保育</p> <p>(1) 園長は、状況に応じ適切な緊急避難措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 園長は、災害の規模、園児、職員及び保育園等の施設・設備の被害状況を確認し、速やかに市へ報告するものとする。</p> <p>(3) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先の保育園等に自発的に緊急集合し、市が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急保育の実施のための措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 園長は、応急保育計画に基づき、臨時体制等の編成を行い、迅速に応急保育の実施に努めるとともに、その旨を保護者に周知するものとする。</p> <p>(5) 生活対策部及び教育対策部は、園長に適切な応急対策等に関する指示を行い、市からの情報の伝達、保育園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。</p>	<p>第17節 保育対策</p> <p>1 災害発生時の措置</p> <p>(1) 地震が発生又は発生するおそれがある場合に、各認定こども園、保育園及び幼稚園(以下、こども園等といふ。)に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。</p> <p>(2) 園長は、被害状況等を勘査し、応急対策計画と応急保育計画を策定するものとする。</p> <p>2 応急保育</p> <p>(1) 園長は、状況に応じ適切な緊急避難措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 園長は、災害の規模、園児、職員及びこども園等の施設・設備の被害状況を確認し、速やかに市へ報告するものとする。</p> <p>(3) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先のこども園等に自発的に緊急集合し、市が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急保育の実施のための措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 園長は、応急保育計画に基づき、臨時体制等の編成を行い、迅速に応急保育の実施に努めるとともに、その旨を保護者に周知するものとする。</p> <p>(5) 生活対策部及び教育対策部は、園長に適切な応急対策等に関する指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定子ども園への移行に伴う修正
<p>震災応急－182</p> <p>第18節 警備対策</p> <p>〔実施関係機関：社警察署〕</p> <p><略></p> <p>(5) 危険区域居住者に対する避難の指示、勧告及び誘導</p> <p><略></p>	<p>第18節 警備対策</p> <p>〔実施関係機関：警察〕</p> <p><略></p> <p>(5) 危険区域居住者に対する避難勧告等及び誘導</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一するため、「警察」とする。 ・避難勧告等の名称変更による修正。
<p>震災応急－188</p> <p>第22節 り災証明</p> <p><略></p> <p>3 広報</p> <p>り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、CATV及び広報誌等により被災者への周知を図る。</p>	<p>第22節 り災証明</p> <p><略></p> <p>3 広報</p> <p>り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、防災行政無線、CATV及び広報誌等により被災者への周知を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線を整備したことによる記述の追加